

特定非営利活動法人 横浜市ローイング協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜市ローイング協会と称し、英文では、Yokohama Rowing Association（略称 YRA）と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、神奈川県 横浜市 鶴見区 元宮二丁目6番に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市鶴見川漕艇場を拠点として、ローイング競技の普及及び競技水準の向上により、この競技の振興を図り、併せて市民の健康維持や生涯スポーツの発展に寄与するものとする。又、拠点周辺の環境整備にも取組み、もって広く社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) スポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

①ローイング競技の普及、振興及び技術向上のための事業

- ②ローイング競技大会の開催、運営及び支援
- ③環境整備事業
- ④その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した未成年の個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人、その他
の団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会申込者が、前条に掲げる条件に適合すると認められるとときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を、納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な事由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事20人以上30人以内
- (2) 監事2人以上3人以内

2 理事のうち、会長1人、副会長若干名と10人以内の常任理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長、常任理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会及び常任理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 常任理事は、常任理事会を構成し、この法人の事業の運営要項等細目の決定、総務、財務、渉外、将来計画等の職務を行う。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告するために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第20条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

(事務局及び職員)

第21条 この法人は事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催するこ

とができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項及び第60条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも6日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 常任理事会

(構成)

第41条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する（常任理事会を構成する会長、副会長及び常任理事を総称して、以下「常任理事等」という。）。

(権能)

第42条 常任理事会は、第15条第4項に定める業務について議決することができる。

- 2 常任理事会は、前項に定める他、総会、理事会で議決した事項の執行ならびに、緊急を要する事項についての議決をすることができる。緊急を要する事項についての議決をした場合は、議決後初めて開かれる理事会に報告する。
- 3 常任理事会は、理事会に付議すべき事項の原案について審議し、これを理事会に上程することができる。

(開催)

第43条 常任理事会は、原則として毎月1回開催する。それ以外に次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事等の総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第44条 常任理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。

(議長)

第45条 常任理事会の議長は、その常任理事会において、出席した常任理

事等の中から選出する。

(定足数)

第46条 常任理事会は、常任理事等の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第47条 常任理事会における議決事項は、第44条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した常任理事等の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 常任理事会の議事は、常任理事等の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第48条 各常任理事等の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため、常任理事会に出席できない常任理事等は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した常任理事等は、第46条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。

4 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事等は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第49条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 常任理事等の総数、出席者数及び出席者名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録作成者の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録作成者が、

記名しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第50条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第51条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第52条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第53条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第54条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、常任理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用の一部に組み込まれたものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第55条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の補正)

第56条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、補正予算を編成することができる。

(事業報告及び決算)

第57条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第58条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

(臨機の措置)

第59条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第60条 この法人の定款を変更するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第61条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第62条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で議決した国又は地方公共団体に帰属す

るものとする。

(合併)

第63条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第64条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雜 則

(細則)

第65条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会長 安田 岩男

副会長 阿部 勝男、 木村 稚夫、 松田 修
理事 雨宮 良直、 村上 次男、 景山 博文
隈元 幸治、 佐藤 貞雄、 柴田 芳江
島貫 幸子、 鈴木信太郎、 鈴木 政憲

谷 康史、 寺村 卓郎、 中村 義則
堀内 春治、 松尾 瞳、 松川 文博
馬淵 豊彦、 山本 初代、 弓場 常正
赤尾 隆
監事 小嶋 隆、 品川 潤一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 この法人の当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年額を次のとおりとする。

正会員 1,000円
準会員 500円
賛助会員 一口1万円(一口以上)

附則

- 1 この定款は、平成22年6月27日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成28年9月15日から施行する。
- 2 第49条の規定にかかわらず、平成28年度の事業年度は平成28年4月1日から平成28年12月31日までとする。
- 3 第16条第1項の規定にかかわらず、平成27年6月7日及び平成28年

6月5日の通常総会において選任された理事及び監事の任期は、平成28年度の事業年度が終了した後の通常総会終結の時までとする。

附則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この定款は、平成30年2月18日から施行する。

附則

1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。